

平成27年7月31日

一般社団法人香川県産業廃棄物協会 御中

中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の公表について

平素から、食品産業環境・リサイクル行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」が新たに定められ、関係省令・告示の改正と併せて公表されましたのでお知らせします

また、この新基本方針の制定、省令等の改正に係る意見募集（パブリックコメント）の結果についてもe-Govに掲載されておりますのでご覧下さい。

なお、この基本方針について、貴会員の皆様にご案内いただければ幸いに存じます。

【問合せ・連絡先】

中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課
担当：福田(内線2169)、小坂(内線2692)
TEL: 086-224-4511(代表)
086-224-9415(課夜間)
FAX: 086-224-7736

○新たな基本方針に係る意見募集結果：e-Gov (電子政府の総合窓口) アドバ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002151&Mode=2>

○関係省令・告示改正に係る意見募集の結果：e-Gov (電子政府の総合窓口) アドバ

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の改正

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002154&Mode=2>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の改正

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002152&Mode=2>

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の改正

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002153&Mode=2>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第3条第2項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位を改正する告示

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002155&Mode=2>